

上田市立清明小学校いじめ防止基本方針

上田市立清明小学校

1 いじめ防止の基本方針（平成29年4月1日 基本方針作成）

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止と早期発見・早期対応を念頭に、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応する。そのために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「上田市立清明小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

基本的な方針として以下の5点に重点をかけて取り組む。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校、学級をつくる。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子どもたちどうし、子どもたちと教職員、教職員どうしの温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等の対策のための組織

校務分掌に「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育係、養護教諭、学校運営委員とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めていく。

※年1回は、委員会に学校運営委員の出席をもとめアドバイスをいただく。その際、学校の実情に即して、「いじめ防止基本方針」が機能しているか評価していただく。

※教務学年主任会、人権・同和教育係、特別支援教育係、生徒指導委員会との連絡・連携を密にする。

※他の委員会同様、委員会がきちんと機能しているか点検・見直しを行う。

3 具体的ないじめ防止の方策

(1) いじめ防止のための日常的な取り組み

- ① 子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ② わかる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や命を大切にする心（みんなかけがえのない存在であることを理解）を道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間（清明小学校人権同和教育カリキュラム）などの指導を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようあらゆる機会の中で指導する。
- ⑤ 「見てみないふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり（知らせることは悪いことではない）、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑥ 情報教育（総合的な学習の時間）では、SNSの正しい利用の仕方やネット上のいじめの防止など、“情報モラル”について時間をかけてあつかう。

- ⑦学級・学年では、生き物や、一人一鉢運動として、植物の飼育栽培活動に積極的に取り組む。また、校長講話などで、命の大切さに触れる話をする。
- ⑧職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読む。
- ⑨児童会による、年1回の「清明なかよし祭り」や、なかよし学級でのお花見、ペア学級給食などの活動を充実させる。学年・学級、福祉委員会の福祉施設や老人施設との交流など、子どもたちの考え、計画した活動を大切にみつかる。
- ⑩1年から6年までの縦割り班を作り、全校縦割り活動や、なかよし祭りなど、異年齢集団による活動を充実させ、お互いの良さを認めあう。
- ⑪「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTAの会合、学校だよりやホームページなどを通して伝える。
- ⑫なかよし旬間を設定し、重点的にいじめをなくす取り組みを実施する。なかよし旬間には、人権同和教育の授業を参観日に公開し家庭でも話題にさせていただく。
- ⑬いじめに関するアンケートを年3回実施していじめの防止と早期発見につなげられるようにする。また、年2回、全児童と担任との相談機会をもち、子どもに寄り添いながら対応できるようにする。
- ⑭「清明なかよし宣言」を昇降口に掲示し、常に意識付けをさせるとともに、定期的に確認し指導する。
- ⑮Q-U検査を、クラス替えを行った新3学年・新5学年で実施（検査費は公費より支出）し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にみて、必要な児童への支援を行う。

(2) 早期発見・早期対応の為の方策

- ①職員会の最初に、児童理解の時間を設け、“生徒指導委員会”“いじめ・不登校等対策委員会”からの報告を基に、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、週1回の職員連絡会（必要な時は臨時で開催）で情報を共有し、全職員で注視する。
- ②少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。
- ③毎月末に、いじめ認知事案の報告を各担任から教頭へ行き、取りまとめる。緊急事案については、その都度報告し、対応していく。
- ④いじめに関するアンケート（年3回実施）、Q-U検査の結果等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ取り、ともに解決していこうとする姿勢を示す。

(3) 相談体制

- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。“ひとりではなやまないでね”のポスターを、校内のいたる所に掲示する。
- ②校長室を「なんでも そうだんしつ」と位置づけ、困ったことや悩み事がある場合は、事由にそうだんできる場所であることを、児童や保護者に周知徹底する。
- ③相談ウィークとして、年2回（6月・11月）に担任が学級の全児童と相談する時間をとる
- ④心の相談室や保健室を開放し、心の相談員や養護教諭との懇談が自由にできるようにする。

- ⑤担任は、子どもたちの訴えやつぶやきを聞き逃さないようにする。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読み、児童や保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。
- ⑥全職員、“元気のない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会で名前があがっている子ども”に積極的に声がけを行う。
- ⑦いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告するとともに、委員会を通して全職員で情報を共有する。
- ⑧関係機関等との連携し、積極的に専門的な見地からサポートを受ける。

(4) 研修

- ① “発達障害” についての職員研修（8月）
夏休み中に、特別支援教育の講師を招き、職員研修を行う。また、授業参観を通して、子どもの姿から発達障害について学ぶことも実施することで、発達障害に関わるいじめ・トラブルを未然に防げるようにする。
- ② P T A 人権同和教育講演会（11月）
11月の参観日では、保護者・地域の皆様に人権同和教育の授業を参観していただく。その後のP T A講演会では、保護者とともに人権感覚を養うためのお話、携帯やインターネットをめぐる問題等についてのお話を聞く。
- ④ 二中ブロック人権同和教育研修会（10月）
第二中学校ブロックで、人権同和教育の授業を通して、人権感覚を養う授業はどうあったらよいかなど研修する。（本年度は第二中学校が会場）
- ⑤ 非違行為防止研修を定期的に職員会で実施し、職員の意識を高められるようにする。

「いじめの重大事態」について

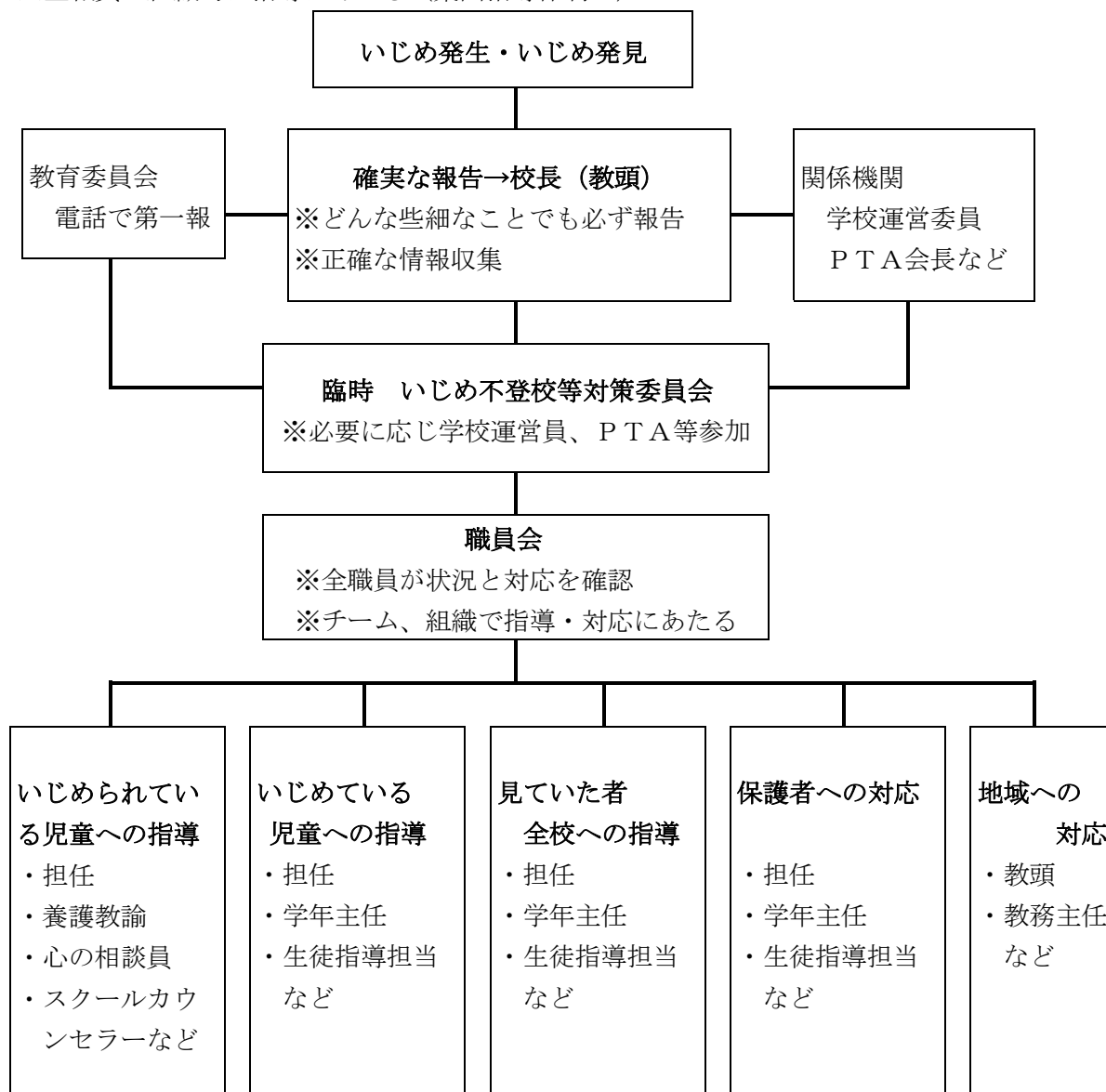
（「いじめ防止対策推進法」並びに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等の重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）

※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

4 いじめが見つかったときの対応（清明小学校いじめ対応マニュアル）

※全職員が組織的に指導にあたる（集団指導体制で）



5 重大事態への対処

- (1) いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。
- (2) “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下に“清明小学校の「いじめ・不登校等対策委員会」を母体とする組織”を設置し調査・報告・対応に当たる。
 ※ “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下、「清明小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって、迅速に対処する。

6 いじめを早期発見するための年間指導計画

学期	月	指導内容
一学期	4月	○学年、学級開き ・「友達を大切に、思いやりのある関係づくり」の意識付け
	6月	○縦割り班活動の本格実施 ☆Q-U検査（予定） ☆なかよし旬間①（6/10～28） ☆いじめアンケート①の実施（6/24～28） ☆相談ウィークの実施（6/24～28）
	10月	☆Q-U検査結果の見返し、活用（予定） ○二中ブロック人権教育研修会
	11月	☆「なかよし旬間②」（11/5～22） ☆いじめアンケート②の実施（11/18～22） ☆相談ウィーク（11/18～22）
三学期	2月	☆いじめアンケート③の実施（上旬） ☆学校自己評価まとめ ○1年間のまとめ 友だちとの関わりを振り返り、友だちのよさをお互いに確認できるようにする。

※毎月末に、いじめ認知事案の報告を各担任から教頭へ行い、取りまとめる。（緊急事案については、その都度報告し、対応していく。）